

アスファルト常温合材購入単価契約仕様書

(総 則)

第1条 本仕様書は、新潟県三条地域振興局地域整備部が施工する道路の舗装補修作業に使用するアスファルト常温合材の購入について適用する。受注者（以下「乙」と言う。）は発注者（以下「甲」と言う。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

(代金の支払いの請求)

第2条 単価契約書別記契約条項第4条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、納入が確認された数量に単価を乗じた月合計額に消費税相当額を加算し請求するものとする。（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日とする。

(納入指示)

第4条 納入の指示は甲が行い、乙はそれに従い迅速かつ確実に指定場所へ納入しなければならない。

(アスファルト常温合材の品質等の特性)

第5条 納入する製品は、以下の項目の特性をすべて満足する製品とする。

(1) 種類：全天候型（雨天時でも道路補修業務等の応急措置資材としての性能を発揮するもの）

強度発現が早く早期に交通開放が可能なもの

(2) 安定性：常温マーシャル試験の結果

養生温度	養生時間	安定度	フロー値
20℃	28日	10kN以上	20以上

(試験方法・条件は簡易舗装要綱に準拠)

(3) 骨材の最大粒径：5mm

(4) 荷 姿：1袋20kg

(5) 環境性：揮発性有機溶剤を含まない製品

(6) 施工性：手で開封が可能なもの

敷均し及び締め固めの作業時に、専用器具（プレートコンパクター、バーナー等）や乳剤散布が不要なもの

石灰、石粉、砂等の散布がなくても交通開放時にタイヤへの合材の付着が無いもの

(7) 調 達：県内で製造し、速やかに調達が可能なもの

指示後1週間以内に納入が可能となること

(品質保証)

第6条 納入前における瑕疵に起因して、著しく変質または固結していると認められる場合には、全て乙の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いを行わない。

(品質証明)

第7条 乙はアスファルト常温合材の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は品質証明書を速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は乙の負担で行うものとする。

(納入場所及び購入予定数量)

第8条 1. 納入場所及び購入予定数量は表-1のとおりとする。
2. 甲が予定しているアスファルト常温合材の購入予定数量は路面状況等により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保として契約単価の変更を協議することはできない。

(支払い)

第9条 支払いは、20kgあたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、アスファルト常温合材(袋入り)、運搬費、甲倉庫への倉入れ、空袋処理費及びアスファルト合材の納入に要するすべての費用を含むものとする。

(その他)

第10条 本仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

表-1 (第8条関係)

納入場所	所在地	購入予定数量(袋)	備考
三条地域振興局 地域整備部	三条市興野1丁目13番45号	2,500	
塚野目車庫	三条市大宮新田778番地		

※購入予定数量は過去の使用実績の数量であり、路面状況等により増減する。